

市有地売却媒介業務運営規則

柏市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）が締結した市有地売却媒介協定書（以下「協定書」という。）第10条第1項の規定に基づき、以下のとおり業務運営規則（以下「運営規則」という。）を定める。

（目的）

第1条 この運営規則は、協定書第10条第1項の規定に基づき媒介業務の適正かつ円滑な遂行に資するため市有地売却の媒介に関して必要な事項を定めるものとする。

（媒介の依頼）

第2条 甲は、協定書第3条第1項に規定する市有地売却の媒介を依頼するときは、市有地売却媒介依頼書（様式第1号）を乙に提出するものとする。

（媒介契約書）

第3条 協定書第4条第1項に規定する媒介契約は、市有地売却媒介契約書（様式第2号）により行う。

契約に際し、媒介業者は市有地売却媒介申請書（様式第3号）及び買受希望者からの市有地買受申請書（様式第4号）を甲に提出するものとする。

2 協定書第4条第3項の規定により媒介を中止する場合には市有地売却媒介申請取下書（様式第5号）及び市有地買受申請取下書（様式第6号）を甲に提出するものとする。

（媒介報酬の請求）

第4条 協定書第6条第1項に規定する報酬を請求するときは、市有地売却媒介報酬請求書（様式第7号）により行う。

（媒介契約の失効）

第5条 媒介契約は、原則として媒介契約締結後、90日以内に協定書第5条の売買契約が締結されなかった場合には失効するものとする。

この業務運営規則を定めたことを証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印をして、各1通を保有するものとする。

令和〇年〇〇月〇〇日

甲 千葉県柏市柏五丁目10番1号
柏市
柏市長 秋山浩保

乙